

第22期 第14回 佐賀県有明海区漁業調整委員会

日 時：令和4年8月22日（月）

14：00～

場 所：佐賀県水産会館「大会議室」

（佐賀市西与賀町厘外821番地の2）

～ 次 第 ～

1 開 会

2 議 題

（1）有明海における佐賀、福岡両県の漁業調整に関する協定書

について（協議）

・・・ P1～ 9

（2）佐賀県連合海区漁業調整委員会での協議結果について（報告）

・・・ P10～11

（3）カキの試験養殖について（報告）

・・・ P12～16

（4）委員会指示の適用除外について

（佐賀県農林水産部水産課）（協議）

・・・ P17～22

（5）その他

3 閉 会

佐賀、福岡県両県の協定書に関する論点整理
(福佐連合海区委員会議事録より)

	佐賀県の意見	福岡県の意見	協議結果
協定書に関する基本的な考え方	○協定書は一時的なもの。(3条、5条は廃止すべき) 【主な発言】 ・農区が存在するのが当たり前か議論すべき。 ・貝類不作、両県各々で手入れをし安定生産ができるような手段をとるべき。 ・ひとつでも前に進むべき。両県でできるだけ前に進むような形でいければ。	○漁業秩序維持のため協定書は必要。 【主な発言】 ・協定書により漁業操業、秩序が守られている。両県漁業者が仲良く行うために協定書は必要。 ・今まで解決しなかったものが、すぐには解決しない。 ・佐賀への入漁実績あり。(採貝業者が多く(組合員の1/3)依存度が高い。) ・入漁で生活している方多数。それを尊重するのが漁業調整の基本。	文言を変えず協定書を締結(H30.6月)
協定書3条の改廃(有区漁場計画の事前調整)	○撤廃(削除) 【主な発言】 ・佐賀有区でありながら自由に免許できない。 ・自県で自主的に計画できる体制が必要。	○現状維持 【主な発言】 ・3条がなくなると養殖場(区画漁業権)が拡張され、入漁漁場がなくなる。	現行の内容で、協定書を締結することに関してやぶさかではない。(H30.6月)
協定書5条の改廃(農区区画漁業に関する事項)	○撤廃(削除) 【主な発言】 ・5条1項の撤廃(削除) ・自分たちで計画したい。 ○5条2項の貝類の採取について公正な措置の認識。 →採取の配分について、平等な措置がとれないであるという認識。	○現状維持 【主な発言】 ・5条がなくなると養殖場(区画漁業権)が拡張され、入漁漁場がなくなる。 →「福佐委員会が協議の上」とあるように、漁業者、養殖業者等に偏らない、相手県漁業者の不適切な排除とならないような公平、平等な措置について福佐委員会が協議し決定すると理解。	現行の内容で、協定書を締結することに関してやぶさかではない。(H30.6月)
確認書について	確認書1.「それぞれの漁場計画を最大限に尊重する」の認識 →全面的に認めるという認識。できるだけ進める方向で確認書ができたと解釈。	→お互いに最大限尊重することを基本。相互の重要な入漁海域は計画に関して意見を述べ、相手方が一方的に排除されることは避け、適正な入漁操業を維持確保が協定の本来の趣旨と認識。お互いの事情を理解しながら許されるところまで尊重し合う姿勢でいましょうというのが確認書。本来は協定書。それに対するのが確認書。	文言を変えず確認書を締結(H30.6月)
協定書3条記載関係漁場 ・佐賀「あばきのたお」 ・福岡「中島川みおすじ」	・佐賀県「あばきのたお」の場所は、両県の事務局間で意見が一致。 ・福岡県「中島川みおすじ」の場所は、事務局において研究したものの場所の特定に至らず。 ・「みおすじ」自体がそれぞれの資料によって場所が変わってきている。現在の「みおすじ」と整合性が取れない中、過去に遡って定めることが困難。 【参考】関係漁場図		今後の情勢を見ながら判断すべき時がくれば適宜対応していく(H30.6月)。

協 定 書

平成30年6月18日

有明海における佐賀、福岡両県の漁業調整に関する協定書

佐賀県知事、佐賀県有明海区漁業調整委員会、福岡県知事及び福岡県有明海区漁業調整委員会は、水産庁九州漁業調整事務所を立会人として、漁場に生活する両県漁民が漁場の秩序を維持し、安堵して生業に励み紛議が起こらないことを祈念して、ここに有明海の一部漁場を農林水産大臣が一時管轄することを認め、

「有明海における佐賀福岡両県の漁場計画樹立方針に関する覚書」の趣旨を尊重し、次の事項を承認するとともに、誠実にこれを遵守することを協定する。

(農林水産大臣の管轄する漁場の範囲及び行う事項)

第1条 農林水産大臣の管轄する漁場は、次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域とする。

点ア 福岡県柳川市七ツ家の南西角（有明海の福岡、佐賀両県漁場境界標石柱）と佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字元治搦の南東角（有明海の佐賀、福岡両県漁場境界標石柱）とを結んだ直線上の中央点（筑後川川口中央）

点イ 点アと三角岳頂上を結んだ直線と、福岡、熊本両県の県境と夜灯鼻燈台を結んだ直線との交点

点ウ 点アと雲仙岳一等三角点を結んだ直線と、福岡、熊本両県の県境と夜灯鼻燈台を結んだ直線との交点

点エ 点アと雲仙岳一等三角点を結んだ直線と、竹崎島南西端と福岡、熊本両県の県境を結んだ直線との交点

点オ 点アと竹崎島東端を結んだ直線上、竹崎島東端から1,000メートル北の点

2 農林水産大臣の管轄する漁場において、農林水産大臣が自ら行う県知事の権限の範囲は、漁業の免許に関するものに限るものとする。

(連合海区漁業調整委員会の設置)

第2条 両県の有明海区漁業調整委員会は、漁業法第105条第4項の規定に基づき、福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会（以下「福佐委員会」という。）を組織し、有明海における漁業調整に関する事項を処理するものとする。

なお、両委員会の構成及び運営については、同委員会事務規程で定める。

(漁業の免許の事前調整)

第3条 両県の知事は、漁場計画樹立にあたって、その決定に先立ち、福岡県地先においては、柳川市大和町地先中島川（矢部川）みおすじ以西の区域、佐賀県地先においては、佐賀市東与賀町地先あばきのたお以東の区域（以下「関係漁場」という。）の計画については、福佐委員会の意見を聴くものとする。

(共同漁業に関する事項)

第4条 農林水産大臣の管轄する漁場における共同漁業については、福岡有明海漁業協同組合連合会及び佐賀県有明海漁業協同組合の共有として免許を受け、この漁場以外の海域における共同漁業については、両県の知事が、それぞれの地先について免許するものとし、相手県の漁業協同組合に対しては、原則として平等に入漁権を設定するものとする。

なお、両県は次の各号に掲げる措置をとる。

- (1) 入漁権設定契約にあたっては、各漁業種別の実績を認めるほか、両県漁民の取り扱いの公正を期すること。
- (2) 両県に関係がある漁業の取り扱いについて差異が生じる場合は、事前に福佐委員会で協議し、その統一を図ること。

(区画漁業に関する事項)

第5条 農林水産大臣の管轄する漁場における区画漁業は、農林水産大臣の免許を受け、同漁場以外の海域における区画漁業は、両県の知事がそれぞれの地先について免許するものとする。両県は、漁場計画樹立の場合はもちろん漁業権行使の場合においても、関係漁場につき福佐委員会がその位置、区域及び行使内容を明確にする権利を有し、義務を負うことを認めるとともに、次の各号に掲げる事項を確認する。

- (1) 稚貝が多量に発生する区域は、区画漁業の漁場として計画を樹てないこと。

(2) 第3種区画漁業である貝類養殖業の漁場区域内に、たいらぎ等区画漁業の内容となっていない貝類が大発生した場合は、福佐委員会が協議のうえ、当該貝類の採取について公正な措置をとること。

(3) 農林水産大臣の管轄する漁場と知事の管轄する海域にまたがる漁場の区画漁業については、原則としてその漁場の管轄を異にする面積の大小により、その大きい面積を管轄する者の管轄に入れるものとする。ただし、特に必要と認められる場合は、この限りでない。この場合は、福佐委員会に諮り公正な措置をとること。

(許可漁業に関する事項)

第6条 両県の知事は、許可に係る漁業の操業区域が農林水産大臣の管轄する漁場を含む場合には、許可に際し、福佐委員会の意見を聴き、相手県の知事と協議し、その同意を得たうえで許可するものとする。

2 両県の知事は、農林水産大臣の管轄する漁場以外の海域における両県の許可漁業については、従来の実績を認め、両県漁民の取り扱いの公正を期するとともに、必要のある場合は、あらかじめ、福佐委員会の意見を聴いて、統数その他の制限事項を定めるものとする。

3 両県は、本条の実施を円滑にするため、常に緊密な連絡協調を保ち、特に農林水産大臣の管轄する漁場における漁業に関し、両県の取り扱いが異なるものについてはなるべく早い時期に両県において協議し、同一の取り扱いができるよう努力する。

(その他の事項)

第7条 農林水産大臣の管轄する漁場における漁業については、両県ともに漁業資源の愛護と漁業秩序の確保に努める義務を負うことを認め、問題が起きた場合は、福佐委員会で協議のうえ、適正な措置をとる。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、平成30年9月1日から5か年とする。

以上のとおり各項目について双方の意見の一致をみたが、両県は本協定があくまで臨時的措置であることを認め、不斷に有明海沿岸漁業の自然的条件及び社会

的経済的條件の考究に努めて、速やかに最終的妥協点に到達するよう努力することを誓約し、本書5通を作成のうえ、両県、両県有明海区漁業調整委員会及び水産庁は各1通をそれぞれ保有するものとする。

平成30年6月18日

福岡県知事

小川 洋



福岡県有明海区漁業調整委員会会長

内場 澄夫



佐賀県知事

山口 祥義



佐賀県有明海区漁業調整委員会会長

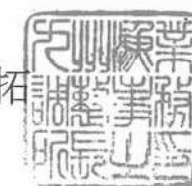
徳永 重昭

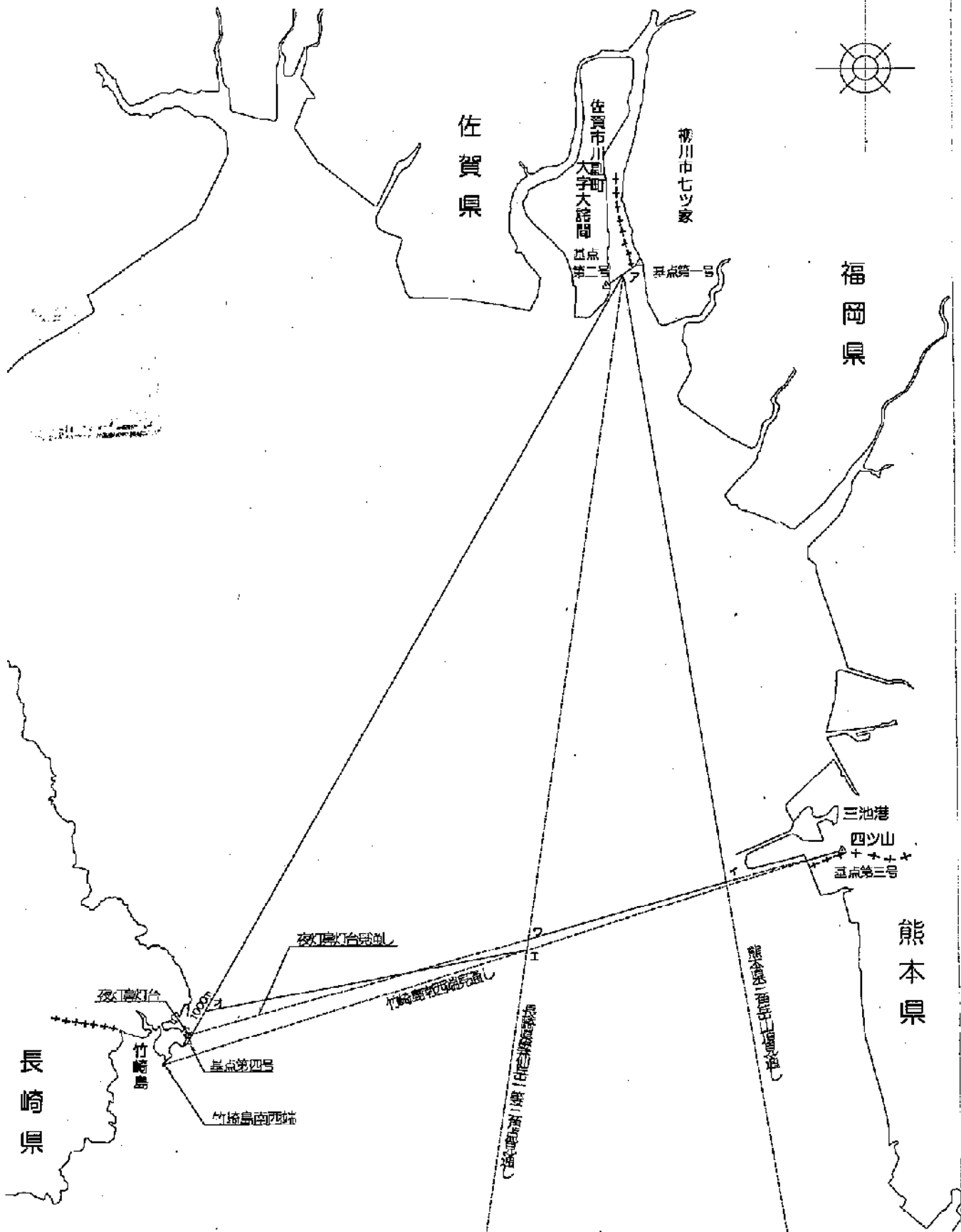
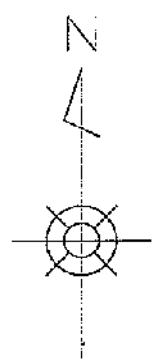


(立会人)

水産庁九州漁業調整事務所長

佐々木 拓





確 認 書

平成30年6月18日

確認書

佐賀県知事、佐賀県有明海区漁業調整委員会、福岡県知事及び福岡県有明海区漁業調整委員会は、有明海における佐賀、福岡両県の漁業調整に関する協定書（以下「福佐協定書」という。）について下記事項を確認した。

記

1. 福佐協定書第3条については、福佐委員会は両県の知事が樹立しようとしているそれぞれの漁場計画を最大限尊重するものとする。
2. 佐賀県知事、佐賀県有明海区漁業調整委員会、福岡県知事及び福岡県有明海区漁業調整委員会は、現時点において福佐協定書第3条及び第5条の改廃、存続について見解に相違があることを認め、今後、検討会を継続して開催し、解決に向け努力するものとする。

上記事項確認の証として本書5通を作成し、両県、両県有明海区漁業調整委員会及び水産庁は、各1通をそれぞれ保有するものとする。

平成30年6月18日

福岡県知事

小川 洋



福岡県有明海区漁業調整委員会会長

内場 澄夫



佐賀県知事

山口 祥義



佐賀県有明海区漁業調整委員会会長

徳永 重昭



(立会人)
水産庁九州漁業調整事務所長

佐々木 拓



令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

佐賀県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

クロマグロ資源の適正利用及び零細漁業者の経営支援について（案）

内 容

本県のクロマグロ漁業は、沿岸海域で延縄、曳き縄釣、一本釣等で漁獲を行っているが、漁獲制限が開始されて以降、漁獲対象種をブリやサワラ等に転換し、クロマグロを目的とした操業を自粛することで、配分枠が少ないながらも漁獲可能量の遵守に努めてきた。しかし、近年これらの操業海域においてクロマグロの来遊量が増加している。

また、ここ数年2月頃になると、これまであまり漁獲が見られなかった沿岸の定置網においても、予期せぬ大型マグロの入網がみられているが、配分枠遵守のため、放流作業や混獲回避等の労務負担が増大し、漁家経営の悪化を招いている。

については、クロマグロ資源の適正利用及び零細漁業者の経営支援のため、次の事項を要望いたします。

- 1 国際委員会において、直近のデータに基づく資源評価結果を反映した漁獲枠の増枠を次期管理期間で実現するとともに、漁獲枠未利用分の繰越上限を堅持すること。
- 2 国際委員会で漁獲枠の増枠が承認された際は、沿岸の零細な漁船漁業に優先的に配分すること。また、配分の際は、各県や漁業種間で不公平が生じないように、操業特性や近年の漁獲実態等を考慮し、より実状にあった配分を行うこと。
- 3 漁業者が安心して資源管理に取り組めるよう、放流活動、休漁に対する支援への十分な予算の確保や支援制度の拡充を図るとともに、資源管理の取組による減収に対応するため、漁業収入安定対策（強度資源管理タイプ）の要件緩和措置の継続と国の掛金補助率の格差縮小を行うこと。

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

佐賀県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

ミニボートによる危険行為の防止について（案）

内 容

規制緩和により免許・登録が免除された連続最大出力が1.5kW（2.039馬力）の推進機関を有する長さ3m未満の船舶、いわゆるのミニボートは、海上交通の基本的ルールすら知らない利用者が、耐航性や他船からの視認性が低いという特性を認識しないまま沖合への出航や夜間航行、船舶の輻輳する港の周辺での遊漁を行っており、操業や漁船の航行に多大な支障が生じています。

海上保安庁が取りまとめたミニボートの事故発生状況を見ると、平成22年から27年は年間50隻前後の発生であったものが28年以降増加に転じ、直近の令和元年には90件と倍増しております。

このため、全国各地で定期的に安全講習会を開催されているとともに、ミニボート販売時に「ミニボート安全ハンドブック」を同封するなどの普及活動を積極的に実施されているものと認識しております。

しかしながら、コロナ禍を受けて、海洋性レジャー人口が増加していること、気候変動に伴う天候急変による海難事故の増加が懸念されることから、さらなる普及活動の徹底と安全対策上の制度創設が必須と認識しております。

つきましては、海面における海難事故を防止し、人命の安全を守るため、次の事項を要望いたします。

- 1 ミニボート所有者の登録と保険（特に遭難救助費用を対象）加入をセットとした制度を創設すること。
- 2 ミニボート利用者に安全講習会の受講を促すとともに、ミニボート販売業者にも購買者に受講を促すよう引き続き強く働きかけること。
- 3 衝突事故防止のため目印となる旗やレーダー反射板などの安全装備を必置するよう、引き続き業界に強く働きかけるとともに、購買者等への普及啓発を強化すること。
- 4 安全対策上の制度創設等にあたっては、国土交通省、水産庁等関係機関が今後ともより一層協力しながら行うこと。

佐有漁協指第150号
令和4年7月6日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西久保 敏

試験養殖実績報告書

令和3年6月2日付け試養第210601号で承認を受けた試験養殖について、
別紙のとおり報告致します。

令和3年度 たら支所 干潟力キ垂下養殖試験 報告書

□ 養殖方法

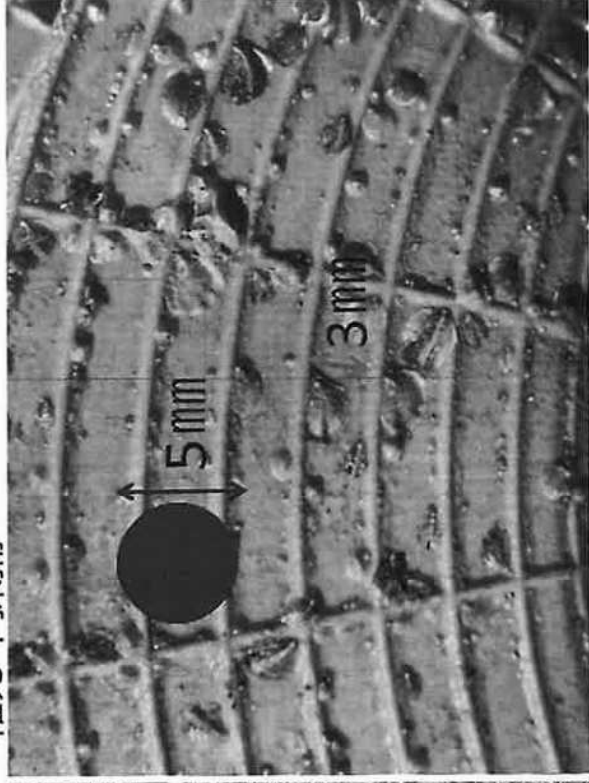
【養殖期間】

- ・ 令和3年6月10日～令和4年3月9日

【養殖方法】

- ・ 養殖に用いたすべての種苗は、糸岐川河口干潟に設置した計100枚のクペル採苗器で採苗した稚力キを用いた。
- ・ これらの種苗を計13個の養殖カゴを用いて養殖を行った。
- ・ 養殖期間中は定期的にかゴ替えを行うとともに、収容密度の調整を行った。

稚力キ採捕



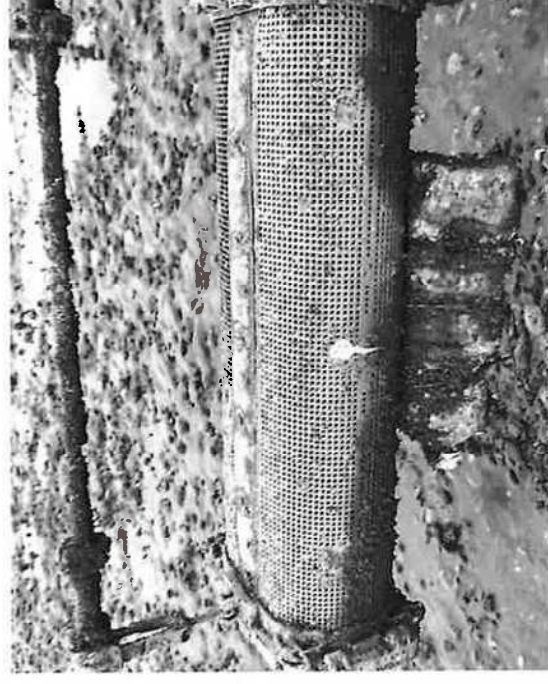
養殖管理



□ 養殖結果

【養殖作業】

- ・付着物対策として、養殖カゴ下部に浮力物を取り付け、強制的に養殖カゴの揺れを促す手法を検討する。これにより、カキ同士が擦れ、付着物が脱落することを期待



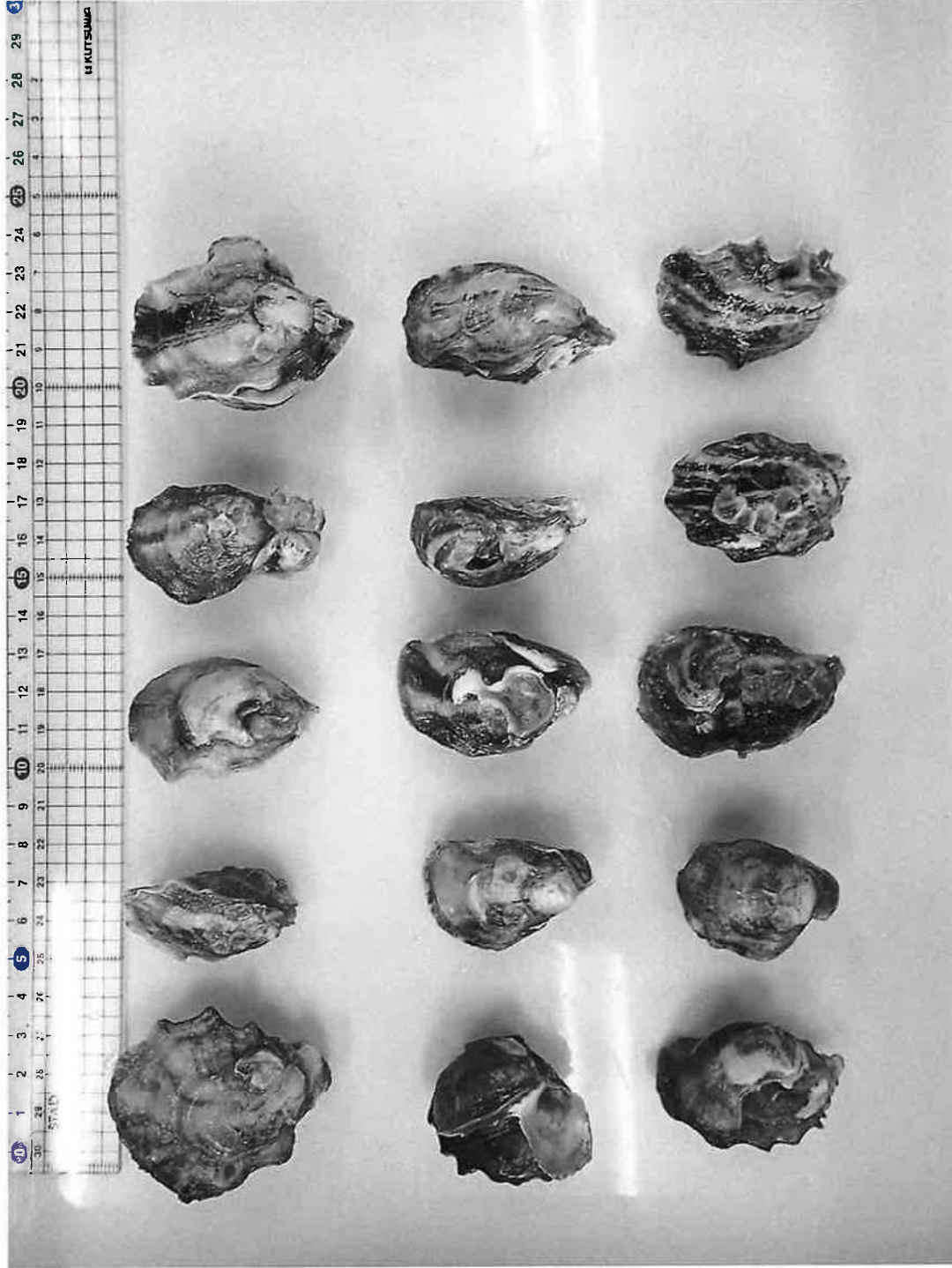
・ 7月設置

・ 9月

- ・ 本期中、カゴと養殖カキ自体にフジツボ等の付着物がみられたが、浮力物の効果か、昨年よりも付着物が少なかった。
- ・ 9月にカキがある程度大きくなったことからかご替えを行った。

【生産実績】

- ・ 3月の養殖試験終了時の平均重量は約23gであった。



- ・ 他県では同養殖手法の販売規格を40g以上としているが、本取組では40g以上のカキを生産することは出来なかった。

□まとめ

【付着物の課題】

- ・付着物対策として、養殖カゴ下部に浮力物を取り付け、強制的に養殖カゴの揺れを促すことで、カキ同士が擦れ、付着物が脱落する手法を検討した結果、付着物除去することなく、7月から9月まで飼育できた。

【採苗カキの成長性の課題】

- ・今年度も昨年に引き続き、すべての種苗を地先干潟で自主採苗したものを使用したが、最終的な個体重量は約23gで一般的な販売規格である40g以上を生産することは出来なかった。
- ・これまで3か年、地先干潟で自主採苗した有明海産マガキを試験したが、1年間で40g以上に成長する個体はほぼおらず、他県でも報告されているとおり、有明海産マガキの成長の遅さが原因であると考えられた。

水産第 1796 号

令和 4 年 7 月 28 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会

会長 西久保 敏 様

佐賀県農林水産部水産課

課長 中島 則久

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第 1 号および第 5 5 号の
適用除外について

下記により佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第 1 号および第 5 5 号の適用除外を受けたいので申請します。

記

1 適用除外の理由

委員会指示第 1 号により操業が禁止されている海域および第 5 5 号によりタイラギの採捕が禁止される海域において、タイラギの採捕を伴うタイラギ漁場生息状況調査を実施するため。

2 調査の目的および方法

調査の目的は、底質環境の把握およびタイラギの生息状況の調査である。方法は、潜水士による海底土（柱状採泥器による採泥）および底生生物（タイラギ等）の採集である。

3 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量

タイラギ（100kg 以内）

4 適用除外の期間

許可日（委員会指示適用除外承認の日）から令和5年3月31日まで

5 調査計画

別添1「工程表」のとおり

6 採捕の区域

有明海（別添2 「採捕区域」のとおり）

7 採捕に従事する者の氏名及び船舶

別添3 「採捕に従事する者の氏名及び船舶」のとおり

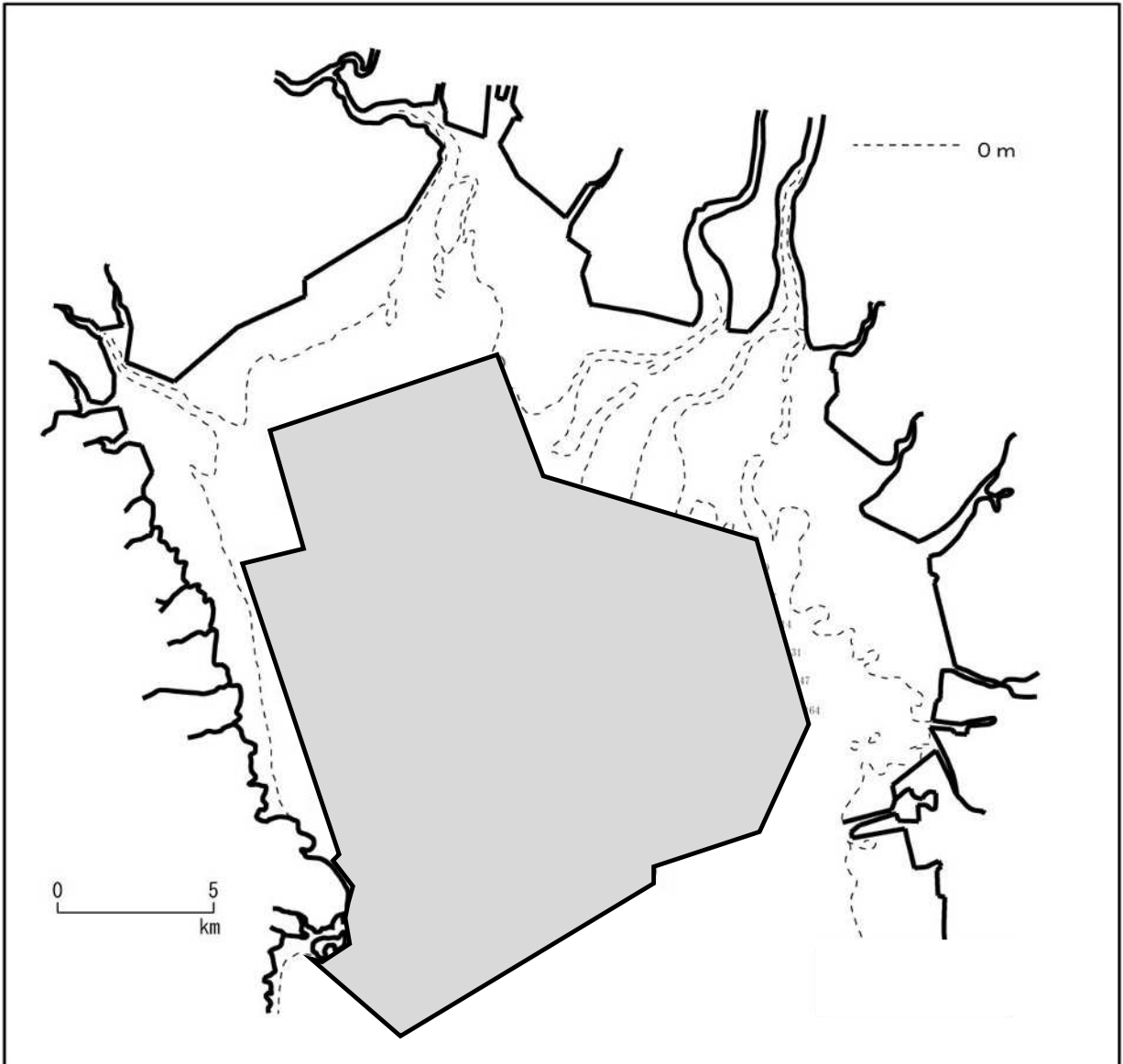
8 その他

佐賀県漁業調整規則に基づき、別途、特別採捕許可申請を行う

別添2 工程表

区分		調査・分析項目	地点数	調査回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考	
調査	A	タイラギ生息状況調査・浮泥厚調査	200地点	2回						200			200					
	B	底泥採取+ (タイラギ生息状況調査)	60地点 (12地点)	1回						60 (12)								60地点のうち48地点は200地点調査と重複しない12点についてタイラギ生息状況調査・浮泥厚調査を実施
	D	漁場改善効果把握調査 (R1施工区)	タイラギ (般長、重量など)、浮泥厚	10地点	2回						10							
		底泥採取	底質分析 COD,IL,AVS,粒度組成,マクロベントス												10			
	F	漁場改善効果把握調査 (R2施工区)	タイラギ (般長、重量など)、浮泥厚	6地点	2回						6				6			
		底泥採取	底質分析 COD,IL,AVS,粒度組成,マクロベントス															
	G	漁場改善効果把握調査 (R3施工区)	タイラギ (般長、重量など)、浮泥厚	6地点	2回						6				6			
		底泥採取	底質分析 COD,IL,AVS,粒度組成,マクロベントス															
	H	漁場改善効果把握調査 (R4施工区)	タイラギ (般長、重量など)、浮泥厚	18地点	2回						18				18			
		底泥採取	底質分析 COD,IL,AVS,粒度組成,マクロベントス															
	取りまとめ																	

区分	概要	地点数	調査回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
作業量	調査地点数								252			240				492
	用船隻数	4地点/日・隻 10隻/日として							63			60				123
	調査日数 (監視船)							7				6				13
	分析検体数 (底質)							100				40				140
	分析検体数 (マクロベントス)							40				40				80



○採捕に従事する者の氏名、船舶及び住所

(別添3)

	所有者	船名	船舶登録番号	総トン数	推進機関の種類及び馬力数
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					

令和4年 7月 22日

佐賀県農林水産部水産課
課長 中島 則久 様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西久保 敏

タイラギ漁場生息環境調査に係る佐賀県有明海区漁業調整委員会指示
適用除外申請への同意について

令和4年7月14日付け水産第1631号にて同意を依頼されたタイラギ漁場生息環境調査
に係る佐賀県有明海区漁業調整委員会指示の適用除外申請に対して同意します。